

令和 4 年 1 0 月 6 日

各部長、次長、課長

市長 小 紫 雅 史

令和 5 年度予算編成方針について

令和 5 年度の予算編成にあたって、生駒市予算規則第 4 条の規定により、予算編成方針を下記のとおり定めたので、これに則り十分留意の上、予算要求されるよう通知する。

記

1 日本経済と国の財政・地方財政の動向

わが国の経済は、内閣府の 9 月の「月例経済報告」によると、景気は、緩やかに持ち直しており、また、先行きについては、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されるが、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある、としている。

また、政府においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（骨太方針 2022）において、我が国を取り巻く環境変化（新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵攻、気候変動問題 等）や国内における構造的課題（輸入資源価格の高騰、人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、災害の頻発化・激甚化等）など、内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せており、世界経済の不確実性が増す中、我が国のマクロ経済運営については、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経済財政運営の枠組みを堅持。民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、躊躇な

く機動的なマクロ経済運営を行うとともに、持続的な経済成長に向けて、官民連携による計画的な重点投資を推進する。危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期す。経済あつての財政であり、経済をしっかりと立て直す。そして、財政健全化に取り組む、としている。

そのような中、総務省が発表した「令和5年度の地方財政の課題」においては、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等を踏まえ、地方団体が、新型コロナウイルス感染症に対応するとともに、デジタル変革(DX)への対応やグリーン化(GX)の推進、地方への人の流れの強化等による活力ある地域づくりの推進、防災・減災、国土強靱化を始めとする安全・安心なくらしの実現、人への投資など、持続可能な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、「新経済・財政再生計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する、としている。

また、これと同時に示された「令和5年度地方財政収支の仮試算(概算要求時)」では、令和4年度と比較して、歳出は、社会保障費等の増により一般行政経費がプラス1.4%、歳入では、地方税がプラス2.7%、地方交付税がプラス0.8%、臨時財政対策債はマイナス26.9%と試算し、交付税や地方税収に臨時財政対策債を加えた一般財源の総額はプラス1.3%となっている。

2 本市の財政状況と見通し、予算編成の基本方針

令和3年度一般会計決算は、新型コロナウイルス感染拡大防止と新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者等への支援に万全を期す中、市税において、当初新型コロナウイルス感染症の影響等により全国的に大幅な減収が見込まれたものの、前年度とほぼ同額の歳入となった結果、見込より大幅な増収となった。また、新型コロナウイルス感染症対策に対する特定財源の国庫支出金が令和2年度と同様に確保できたとともに、国税収入の増加等の影響もあ

り国の補正予算等により普通交付税も大幅に増加となり、歳出面においても新型コロナウイルス感染症の影響等による執行額の減少があり、実質収支が、前年度と比べて大幅な増加となる31.8億円となった。

また、令和5年度の歳入については、市税・県税交付金において、内閣府による中長期の経済財政に関する試算・総務省による地方財政収支の仮試算・令和4年度決算見込値に基づき約4.4億円の増を見込むとともに、臨時財政対策債の大幅な減があったものの、地方交付税が増となり、一般財源全体額は前年度比で約7億円の増を見込んでいる。

このような状況を踏まえ、令和5年度一般財源所要額は、対前年度比2.6%増の約271.4億円とすることを基本的な方針とする。歳出については、マイナスシーリングを行わず、社会保障関係費や物価上昇・光熱水費の増にも対応するほか、アフターコロナのまちづくりにつながる地域経済や市民活動等を回復する取組を加速させるために必要な歳出を積極的に講じることとする。特に「DXの推進による市民サービス等の充実と多様な活動の実現」や「少子化対策と未来の教育の推進に基づく事業」、「生駒らしい多様な暮らし方・働き方の実現」に寄与する事業など、新規・主要事業ヒアリングにおいて重点推進事業として選定された事業及びそのために必要な人件費等については、未来への投資として、重点的かつ積極的に予算措置を講じていくものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済的、社会的な影響が長引く可能性もあることから、国の経済対策等の動向も踏まえながら、担当課で検討した内容を精査の上、同感染症によって影響を受けた方への支援等に必要な予算措置も引き続き講じるものとする。

もともと、少子高齢化等に伴う、社会保障関係費の伸びは続いており、今後の施設の維持改修に係る経費についても重くのしかかる中、後年度の財政負担に留意し、特に経常経費については令和3年度実績をもとに抑制できるよう引き続き努められたい。

また、生駒市行政改革大綱の規定等を踏まえ、事務事業全般について、単なる現状維持に留まらず、見直し・合理化・廃止を一層進めるなど、人口減少・

少子高齢化をはじめとする諸課題に対応し、時代のニーズに合った行政サービスを提供できるよう再検証するとともに、ふるさと納税や市民からの寄附の増加、公民連携の推進を通じた民間活力の一層の活用、ネーミングライツなど歳入増につながる施策の実施、企業誘致や空き家対策による転入促進などを通じた税収の増加、観光や農業など新たな産業の振興による地域消費や税収の増加など、歳入増加につながる取り組みを各課で検討し、精査の上、必要な予算措置を講じるものとする。

なお、国や県等による各種補助金やモデル事業などを確認し、可能な限り有効活用することはもちろん、普通建設事業の執行にあたっては、以前にも増して計画性が求められるため、都市計画道路をはじめ、下水道浄化センターや清掃センター等の都市施設のバリアフリー化、耐震補強や老朽化対策といった改修や更新は、可能な限り都市計画事業化のうえ実施するものとする。

3 留意事項

(1) 総括的事項

- ① 新規事業や重要な先導的事业は、国の予算措置の関係など特別な場合を除き、必ず当初予算において要求すること。
- ② 元金・利子償還額について交付税算入のない市債の借入に頼らない予算編成とすること。
- ③ 社会保障・税一体改革に伴う子ども・子育て支援、医療・介護のサービス改革等の社会保障、災害対策、環境政策等、様々な分野において制度変更が予測されること、また、市の施策に活用できる新たな制度や事業もあることから、県のみならず、国やその他の機関の関連情報を積極的に収集し、可能な限り予算に反映させること。
- ④ 平成30年度に策定された第6次生駒市総合計画第1期基本計画（計画期間令和元年度～令和5年度）を踏まえ、新規・主要事業ヒアリングで採択した事業については、採択した額以内での要求とするが、近年の厳しい財政状況も踏まえ、行政改革を念頭に事業費を精査し、一般財源の圧縮に

努めること。

- ⑤ シティプロモーションの重要性を常に意識し、効果的なPRの方法を精査のうえ、必要に応じて予算に反映させること。
- ⑥ 指定管理者制度を有効に活用するとともに、民間企業やNPO等への委託が可能な事業については、積極的かつ計画的にこれを推進するなど、コスト意識を持ち、創意工夫をこらし、最少の経費で最大の効果を得られるよう努めること。ただし、職員が自ら考えるべき施策の方向性や事業の内容などについては安易に委託に頼らないようにすること。
- ⑦ 市民団体等との「協創」を常に意識し、信頼関係に基づく連携を促進し、より効果的で効率的な行政運営を実現すること。
- ⑧ 新たに予算を伴うこととなる条例、規則等の制定又は改正に関しては、地方自治法第222条の規定に基づき、必要な予算上の措置を的確に講じたうえで、条例の提案、規則等の制定又は改正を行うこと。また、平成31年4月8日付けで通知した「財政負担を伴う条例、分野別計画等の制定改廃等の事務処理手順について」に留意すること。
- ⑨ 国庫補助事業に係る超過負担は、極力解消するよう努めるとともに、国・県の負担すべき経費を市が負担することとならないように注意すること。
- ⑩ 他課や他団体と関連する部分等があるものにおいては、予算要求時まで十分に調整し、整合性及び効率化を図った上で要求すること。
- ⑪ 市議会、同決算審査特別委員会及び監査委員から指摘のあった事項については、総合的判断のもと、的確に処理すること。特に「一般会計及び特別会計決算審査意見書」において様々な手続きに係る書類の不備が散見された旨指摘されていることを踏まえ、各所属においては引き続き、これら手続きに係る根拠規定等を十分確認すること。

また、令和4年4月に策定された第3次生駒市行政改革大綱（後期行動計画）及び行政改革推進委員会から数次に渡って提出の意見書、前期行動計画取組状況評価報告書（令和元年度及び令和2年度）の内容を検討の上、真摯に対応すること。

- ⑫ 指定管理者制度において、指定期間が複数年度にわたり、かつ、指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、予め債務負担行為の予算が必要となるので留意すること。
- ⑬ 施設の改修等については、生駒市公共施設マネジメント推進計画及び個別施設計画に沿って行うこと。

(2) 歳入に関する事項

自主財源の確保を積極的に図るとともに、国・県支出金等の特定財源については広く情報を収集し、その積極的確保と効率的活用を図ること。

① 市税

歳入に占める市税の重要性に鑑み、税制改正内容を確実に把握し、かつ、経済の現実に即応して収入額を算定し予算計上すること。また、引き続き適正な賦課、徴収に努め、徴収率の向上に更に特段の努力を払うこと。

② 負担金、使用料及び手数料等

平成22年9月10日付けで通知した事務事業の見直しの中の「使用料・手数料等負担の見直しの考え方」に基づき、可能なものから利用者負担額の算定方法について十分な調査研究を行い、適正な受益者負担を図り、実態に即しないものについては、条例等を整備し料金改定によってその増収を図るように努めること。また、市民負担の公平の観点から、収納率の向上に努めること。また、各種施設等の使用料収入は適切な見積もりの上、相当額を予算要求すること。

③ 国・県支出金

(1) ③に記載したとおり様々な分野において制度変更が予測されることから、国庫補助、国庫負担事業の動向に特に留意するとともに、そのなかにあつて各省庁において重点分野の新規補助の創設等があり、それが本市にとって有効である場合は積極的に活用すること。また、予算計上にあたっては、収入の確実なものについて計上すること。

なお、政府における経済対策や災害対策、またそれに基づく令和4年度補正予算を編成する動きにも留意し、これが実現する場合、一部事業は令

和4年度補正予算に前倒しすることも想定しておくこと。

④ 市債

実質公債費比率の動向等に留意し、後年度における財政負担の軽減を図るため、安易に財源を市債に求めた計画にならないようにすること。また市債を財源とする場合においても元利償還金について後年度に交付税措置のない市債は財源としないこと。

(3) 歳出に関する事項

既存の事務事業全般にわたり制度の根本にまで遡ったうえで見直し、前例踏襲的に漫然と事業を行うのではなく、従来の意識や発想を転換し、費用対効果を意識した行政経営感覚を持ちながら、節減、合理化に努めること。また新規事業については事業効果等を十分精査すること。

① 人件費

財政健全化の基本として、機構及び事務の改善合理化等を強力に推進すること。時間外勤務手当については、縮減の取組みを引き続き継続することを前提に予算要求すること。

また、令和2年度から制度改正となった会計年度任用職員は、人件費での要求となるので十分注意すること。なお、会計年度任用職員の要求にあたっては、その担当する業務及び必要性を十分考慮し、必要最小限の人員を要求すること。

② 物件費

物件費の増加が経常収支比率上昇の大きな要因となるため、従来の実績や慣行にとらわれず、経費の計画的、効率的使用に留意し、節減合理化に一層の努力を払うとともに、既定経費を見直しすること。また、委託料については、市民サービスに支障を来さないよう注意を払いながら、仕様を再度精査するとともに、予算要求にあたっては競争入札による契約を原則とし、やむを得ず随意契約での契約となるものにあっても、相手方の選定について透明性を確保するとともに、必ず価格交渉をし、経費節減を図ること。

計画策定等については、外部委託に頼ることなく可能な限り職員によって行い、職員の能力開発と経費の節減を図ること。また、会議録の調整、報告書の作成等は、より効率的・効果的な手法を検討すること。

また、後年度の財政負担を伴う分野別計画の策定に関しては、平成31年4月8日付けで通知した「財政負担を伴う条例、分野別計画等の制定改廃等の事務処理手順について」に留意すること。

また、昨今の原油価格及び物価高騰に対応できるよう、情報収集に努め、創意工夫を図ること。

③ 維持補修費

施設の補修経費は、老朽化が進むなか、市民サービスを維持していく上でいかに施設を良好に維持していくかが大きな課題となっており、各施設の寿命を効率的に延ばすことができる方法を検討すること。また、今後のファシリティマネジメントの方向性も十分考慮の上、将来的に市の財政を圧迫することがないよう状況を的確に把握し、計画的、効率的に実施すること。そのなかにおいて、市民の安全安心を確保することを大前提に、修繕を加えなければ市民サービスに大きな影響を与えるものを優先すること。

なお、建築基準法第12条による特殊建築物の定期点検の結果、修繕が必要となった建築物及び設備関係の修繕（指定管理者管理運営施設の修繕も含む）については別に修繕料の予算枠を確保するものとする。

④ 補助費等

補助金については、その目的が広く市民ニーズに沿ったものであるかなどの客観的な妥当性や、行政責任の範囲、経費負担のあり方等を十分検討し、公共性、公平性及び透明性を確保するとともに適用基準等を明確にし、説明責任を果たせるものについて予算要求すること。行政改革推進委員会から出された「補助金等の見直しに関する提言書」を踏まえた改善に継続的に取り組むほか、「補助金制度に関する指針」及び「補助金等交付規則」とそれぞれの補助金交付要綱との整合性を必ず精査し、その廃止、減額、改善等を検討すること。また、市民等に対し補助金制度の広報を行う場合

は、必ず予算の範囲内での交付であることを明記すること。

⑤ 投資的経費

投資効果、他の事業との関連、進捗状況、当該施設完成後の管理運営費等の後年度の財政負担、今後のファシリティマネジメントの方向性を十分に考慮し、補助事業、継続的事業を最優先とし、新規・主要事業ヒアリングで採択されたものについて要求すること。また、毎年度繰越額、不用額が多額となっている事業については、1年間に執行できる事業量を予め検討したうえで執行可能な予算を要求すること。補助事業については(2)③国・県支出金のところでも記したように、収入が確実に見込める国庫補助金に見合った事業費とし、また、政府の令和4年度補正予算編成の動向に留意すること。

⑥ 特別会計及び企業会計に関する事項

予算編成に当たっては、一般会計に準ずるとともに、特別会計、企業会計としての認識を新たにし、将来にわたる的確な事業計画と収支見通しに基づく徹底した経費の節減、業務の合理化・効率化、収入の確保等を図り、一般会計からの繰入金を可能な限り圧縮するよう最大限の努力をすること。

なお、すでに地方公営企業法が適用されている水道事業、病院事業の独立採算性は当然のこと、令和2年度から地方公営企業法が適用されている下水道事業においても、事業の独立採算性を法適用前以上に確保していかなければならないことに留意し、令和5年度以降においても、管渠整備事業箇所を厳選し、事業量及び事業費を抑え、使用料の適正化も検討し、公債費繰出及び基準外繰出の縮減に取り組むこと。

⑦ 各節別事項

下表のとおり

節(細節)	説明
各節共通	<u>必要理由、積算根拠を必ず用意すること。それが用意できない要求は査定を行わず予算計上を見送ることとする。</u>

節（細節）	説 明
1 報酬	<p>① 別紙予算単価表によること。</p> <p>② 審議会等についての開催回数は、原則として実績の範囲内とし、会議内容等の充実を図ること。</p> <p>③ 懇談会等の参加謝礼等は、「報酬」や「旅費」ではなく、「報償費」で計上すること。</p> <p>④ パートタイム会計年度任用職員は、給料部分（時間外勤務部分を含む）は「報酬」で計上すること。</p>
2 給料	<p>フルタイム会計年度任用職員は、月給部分は「給料」で計上すること。</p>
3 職員手当等	<p>① 時間外勤務手当については、時間外勤務の縮減に向けた全庁共通の取組事項に則り、事務の手法や配分の見直し、ノー残業デーの徹底等により目標を達成すること。</p> <p>② フルタイム会計年度任用職員については、地域手当、通勤手当、期末手当を計上すること。また、必要に応じて時間外勤務手当を計上すること。</p> <p>③ パートタイム会計年度任用職員については、対象者に限り期末手当を計上すること。</p>
7 報償費	<p>① 講師等謝礼については、「講演会等講師謝礼基準」に則り、実績ベースで要求すること。</p> <p>② 各種イベント等における手話通訳や要約筆記については、事前に申込みを受ける等の工夫を凝らし、削減対象として考慮すること。</p>
8 旅費	<p>① 審議会等の視察、大会参加については、その効果について改めてよく検討し、必要な場合のみ計上すること。</p> <p>② パートタイム会計年度任用職員の通勤手当相当分を「費用弁償」として計上すること。</p>

節（細節）	説 明
<p>10需用費</p> <p>(1)消耗品費</p> <p>(3)食糧費</p> <p>(4)印刷製本費</p> <p>(5)光熱水費</p> <p>(6)修繕料</p>	<p>明確な算出根拠により積算すること。また、効率的な使用を図り、徹底した節減に努めること。</p> <p>① 活用頻度の低い図書の追録、雑誌等の購入については、見直しを行うこと。</p> <p>② 職員用の新聞購読料は計上しないこと。</p> <p>③ 啓発配布物品については、引き続きなお一層の削減に努めること。特に各種イベント等に参加したことに対する謝礼の意味で配布する物品については原則として補助金交付団体に対するものも含めて廃止すること。</p> <p>④ 各種イベントにおける花代は、原則、廃止すること。</p> <p>⑤ 月刊誌等の定期購読については、見直しを行うこと。</p> <p>審議会等会議の招集時刻などの工夫により、特に節減に努めること。</p> <p>① カラー印刷の必要性を再度検証し、効果が見込めないカラー化はしないこと。</p> <p>② 廃棄分を考慮し、印刷枚数を抑制すること。</p> <p>③ 見積りを徴取し、庁内印刷との経費比較を行うこと。</p> <p>④ 普及啓発で配布する冊子やポスター等は必要最小限の印刷にとどめること。</p> <p>⑤ 印刷物等のデザインについて、原則職員で行うこととし、経費縮減に努めること。</p> <p>照明は必要な部分のみの点灯とするなど、更に節減を図ること。</p> <p>① 適正な保守管理に努め、極力節減に努めること。</p> <p>② 保証期間を有効に活用すること。</p>
11役務費	市民総合賠償補償保険を活用すること。この保険の補償

節（細節）	説 明
(6)保険料	<p>保険は、市が主催・共催するほとんどの行事が対象になるので、保険内容等を確認のうえ、他の補償保険との重複加入等がないようにすること。</p>
12委託料	<p>① 継続業務であっても、価格及び人数、日程、回数等業務内容を再度検討し、業務に支障を来さない範囲で積算すること。また、可能な限り入札の手法を取ることを想定した予算要求とし、経費の節減に努めること。</p> <p>② 計画策定については、できるだけ職員で実施すること。</p> <p>③ 手話通訳や要約筆記が含まれている場合は、報償費同様削減対象として考慮すること。</p>
13使用料及び賃借料	<p>① 市が借りている用地の使用料について、買い取りも含め見直すこと。また、使用料の額が、市場賃借料と比べて高すぎないかの検証を行うこと。（調査票に市場価格を明記すること。）</p> <p>市場価格が不明な場合は下記に基づき算出すること。</p> <p>正常な取引価格（相続税路線価÷0.8）×4%＋公租公課</p> <p>② 物品等のリースについては、買い取りも含め見直すこと。</p>
14工事請負費	<p>用地買収が前提となる事業は、施工用地が確保されている工事のみ計上すること。</p>
17備品購入費	<p>① 20,000円以上の物品を原則備品とする。</p> <p>② 予算要求できるものは、新規施設用備品、損傷・老朽に伴う更新及び事務合理化に係る備品を最優先し節減に努めることとする。</p>
18負担金補助及び交付金	<p>① 補助金の新設、増額は原則として認めないことを基本とする。また、市民等に対し補助金制度の広報を行う場</p>

節（細節）	説明
	<p>合は、必ず予算の範囲内での交付であることを明記すること。</p> <p>② これまでの行政改革推進委員会の「補助金等の見直しに関する提言」及び平成25年度に実施された補助金等の見直し作業の動向を踏まえて予算要求すること</p> <p>③ 「生駒市補助金等交付規則」、「生駒市補助金制度に関する指針」、「補助金等の見直しに関する提言書」に従い、要綱等を見直すとともに、基準に適合しないものについては、廃止も含めた検討を行うこと。</p> <p>④ 各種協会、団体等への負担金については、加入目的を再検証し、費用対効果の少ないものや本市に恩恵のないものについては、脱会を含め十分検討すること。</p> <p>なお、平成22年度及び令和2年度の見直しにより退会した各種協会、団体への復帰、また新規加入は特段の理由がない限り認めない。</p>
27繰出金	<p>国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計に対する繰出金は、各繰出基準を原則とするものの、法的義務のない繰出金は、各特別会計の財政状況に応じて予算計上を決定する。</p>

(4) 予算枠配分、査定等に関する事項

① 一般財源枠配分額、査定方針

1、2から試算した令和5年度の一般財源の額を基礎として、予算編成の予見性を高めながら、持続可能な歳入の範囲内で歳出予算を編成し、また予算編成上一般財源として扱わない使用料、手数料、諸収入等で各部の増収努力によって歳入予算額が増加する場合、歳出予算額を増額できるように、「一般財源による枠配分予算」を全ての部において引き続き実施する。

この一般財源による枠配分予算を採用するのは、一般行政経費（經常分）とし、この一般行政経費（經常分）に充当可能な一般財源の各部に対する配分額は、社会保障関係費等を調整した上で、「表1 一般行政経費（經常分）に対する一般財源配分額」の「經常枠配分額」のとおりとし、一般行政経費（經常分）の要求額に対する一般財源は、各部においてこの配分額以内の額とする。

また、一般行政経費（臨時分）及び投資的経費（表2 投資的経費とする事業一覧）については、各部の一般財源の要求額に上限枠は設けないものとするが、予算査定において、必要性や優先順位等を精査した上で決定していくものとする。

なお、今後の地方財政対策の動向などにより変更する可能性はあるものの、現時点において、市全体で一般行政経費（臨時分）に充当する一般財源は、1,368,287千円（令和4年度予算 同額）、投資的経費に充当する一般財源は510,895千円（令和4年度予算 同額）を確保している。

なお、一般行政経費（經常分）に属する経費を一般行政経費（臨時分）として要求することは認めないので、十分注意すること。新規の経費であっても同様とする。

査定については、すべて一件査定とするが、一般行政経費（經常分）は、3 留意事項が守られていないもの、新規のもの、国、県支出金の廃止等に伴い一般財源で肩代わりするもの、その他特に理由のあるものを中心とした査定を行い、一方、一般行政経費（臨時分）及び投資的経費は、事業効果、必要性、優先順位、公費負担の必要性、積算根拠等により上記の一般財源の額以内に収めるための査定を行う。

② 修繕料予算枠の設定

建築基準法第12条による特殊建築物の定期点検の結果、修繕が必要となった箇所の修繕を計画的に進めるため、指定管理者管理運営施設も含み修繕料予算枠50,000千円を確保するものとする。

表1 一般行政経費(経常分)に対する一般財源配分額

令和5年度部別種配分額一覧

(単位 千円)

令和4年度	A 一般財源 所収額	B うち経常分	C うち臨時分	令和5年度	D 調整額	E=B+D 経常一般財源 所収額(調整分込)	F うち削減対象額	G=F×0.01 シーリング額	B+D+G 経常種配分額	4年度からの 増減	臨時分
議会事務局	36,056	34,743	1,313	議会事務局	102	34,845	23,899	0	34,845	102	
市長公室	116,163	87,077	29,086	市長公室	-575	86,502	47,129	0	86,502	△ 575	
総務部	595,226	474,373	120,853	総務部	40,241	514,614	219,356	0	514,614	40,241	
地域活力創生部	592,255	326,796	265,459	地域活力創生部	1,857	328,653	214,761	0	328,653	1,857	
市民部	2,070,306	1,921,769	148,537	市民部	243,885	2,165,654	149,140	0	2,165,654	243,885	
福祉健康部	5,948,118	5,428,351	519,767	福祉健康部	316,661	5,745,012	324,103	0	5,745,012	316,661	
建設部	248,109	171,134	76,975	建設部	2,484	173,618	140,896	0	173,618	2,484	
都市整備部	557,003	486,873	70,130	都市整備部	50,214	537,087	79,041	0	537,087	50,214	
上下水道部	0	0	0	上下水道部	0	0	0	0	0	0	
教育こども部	3,399,012	3,315,937	83,075	教育こども部	60,374	3,376,311	963,842	0	3,376,311	60,374	
生涯学習部	843,137	807,456	35,681	生涯学習部	12,848	820,304	165,966	0	820,304	12,848	
消防本部	164,509	147,098	17,411	消防本部	7,347	154,445	144,883	0	154,445	7,347	
計	14,569,894	13,201,607	1,368,287	計	735,438	13,937,045	2,473,016	0	13,937,045	735,438	1,368,287

D: 調整額=社会保障関係費、消費税率改正に伴う増等

F: 削減対象額=Bのうち債務負担行為・長期継続契約等の契約済み分及び社会保障関係費等を除いたもの

表2 投資的経費とする事業一覧表

(令和5年度予算 投資的事業)

事業名	事業名
庁舎等整備事業費	橋梁予防保全事業費
集会所新築等助成費	橋梁耐震化事業費
障がい者施設助成費	生活道路安全対策事業費
障がい者施設整備事業費	企業誘致関連道路整備事業費
デイサービスセンター整備事業費	道路新設改良事業費
介護老人保険施設整備事業費	河川水路改修事業費
介護保険施設整備事業助成費	公園整備事業費
私立保育所施設整備助成費	北部地域整備促進事業費
市立保育所施設整備事業費	消防施設等整備事業費
学童保育施設整備費	小学校施設整備事業費
病院整備事業費	中学校施設整備事業費
健康センター整備費	幼稚園施設整備事業費

浄化槽設置補助事業費	生涯学習施設整備事業費
広域廃棄物埋立処分場建設事業負担金	体育施設整備事業費
清掃センター施設整備事業費	学校給食センター整備事業費
土地改良事業費	道路河川災害復旧費
急傾斜地県工事負担金	農地災害復旧事業費
バリアフリー整備事業	火葬場整備事業費